

地方税財政に関する課題対応について

地方が自らの責任において少子・高齢化対策や地域経済の活性化、住民の安全・安心の確保等、住民ニーズの多様化・高度化に的確に対応し、地方創生を推進していくためには、地方税財源の充実と安定確保が不可欠である。

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で示された地方一般財源総額確保の方向性は 2021 年度までとなっているが、災害や感染症対策など不測の事態に対処しつつ、各種政策の成果を、地域の隅々にまで行き渡らせるためには、国と地方が一体となって強力な地域経済対策を引き続き講じていかなければならない。

国においては、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減収が見込まれる厳しい地方財政の現状や地域経済の実情を勘案しつつ、以下の項目について、適切に対応するよう求める。

1 安定的な財政運営に必要な地方税財源の確保・充実

(1) 地方一般財源総額の確保・充実

新経済・財政再生計画において、地方一般財源総額が 2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされたが、当該方針は 2021 年度までとなっている。地方は、引き続きまち・ひと・しごとの創生の推進をはじめ、社会保障関係費の増嵩への対応、公共施設の老朽化対策、大規模な災害に備えた防災・減災対策、デジタル化の推進、新型コロナウイルス感染症対策などの増大する財政需要に対応する必要があることから、2022 年度以後においても、地方一般財源総額実質同水準ルールを堅持し、今後も安定的な財政運営に必要な総額を確実に確保・充実すること。

(2) 交付税総額の確保

地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財

源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、予見可能性を向上させ、持続可能な制度となるよう、法定率の引上げも含めた交付税総額の安定的な確保を図り、臨時財政対策債に依存しない財務体質を目指すこと。また、臨時財政対策債の償還財源については、他の財政需要を圧縮することがないよう留意するとともに、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る地方財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税の大きな減収が懸念され、特に都道府県税の約3割を占める地方消費税の減収は、地方財政の安定的な運営に大きな支障を来すことが見込まれたため、2020年度においては、地方消費税等が減収補填債の対象とされた。2021年度においても臨時財政対策債をはじめとする地方債に対する公的資金の増額確保や特別減収対策債の延長が行われるなど地方団体の資金繰り対策が講じられているところであるが、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響や地方税収の動向を注視し、大幅な減収が生じた場合には、2020年度の措置を踏まえ、必要な対策を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症対策は、長期戦による財政需要の増大が見込まれることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、今後の感染状況や経済状況等を踏まえ、必要に応じた予備費の活用も含め、増額を機動的に行うこと。

さらに、感染症防止と併せて、社会経済活動を早期に回復し、地域経済と日本経済の力強い再生を実現するため、リーマン・ショック時を上回る規模の基金を活用した緊急雇用対策事業など、地域経済の活性化等に配慮した積極的な経済対策を講じること。

(4) 公共施設等適正管理のための地方財政措置の延長

地方においては、公共施設等適正管理推進事業債を活用して、長寿命化対策などインフラや公共施設の計画的な維持管理・更新等を行っているが、当該措置は、原則として2021年度までとなっている。

今後も、過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎える中で、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う必要があることから、当該措置を延長すること。

(5) 地方の基金残高の増加に係る対応

地方は金融、経済政策、税制等の広範な権限を有していないため、税込減に伴う交付税原資の財源不足が生じている中、公共施設の老朽化対策など将来への備えや、災害対応、感染症対策、税込変動など不測の事態への備えについては、基金の取崩し等により収支均衡を図るほかない。そのため、国を上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で基金の確保など財政運営の年度間調整に取り組んでおり、地方の基金残高が増加していることをもって一般財源総額を圧縮するような措置を絶対に行わないこと。

2 持続可能な社会保障制度の確立

2020年12月、国においては「全世代型社会保障検討会議」での議論を踏まえ、「全世代型社会保障改革の方針」を定め、少子高齢社会の中で全ての世代が安心できる社会保障制度の再構築に踏み出したところであるが、地方では全国より高齢化の進行が早く、社会保障費の増大は切迫した課題である。少子化対策や働く意欲のある高齢者の就業促進など支え手の拡大をはじめ、将来にわたり持続可能な社会保障制度の確立に向けた抜本的な改革を早急に進めること。

3 ガス供給業等に対する収入金額課税制度の堅持

ガス供給業に係る収入金額課税制度については、令和3年度税制改正大綱において、「小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税込に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」とされている。

収入金額課税は、行政サービスの受益に応じた負担を求める課

税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模施設に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すること。

令和3年6月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞